

日薬連発第 763 号
2019 年 10 月 1 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会

予防接種法施行令等の一部を改正する政令の制定について

標記について、令和元年 9 月 27 日付け薬生副発第 0927 第 1 号にて厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 医薬品副作用被害対策室長より、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長宛に連絡した旨、連絡がありましたので、お知らせします。

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

薬生副発0927第1号
令和元年9月27日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長

予防接種法施行令等の一部を改正する政令の制定について

本日、標記の政令（令和元年政令第116号）が公布されましたが、その主な改正内容は、下記のとおりですので、御了知の上、事務の実施について、よろしくお願い申し上げます。

記

1 改正内容

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が支給する葬祭料の額を、206,000円から209,000円に引き上げる。（第2条関係）

2 施行

- (1) この政令は、令和元年10月1日から施行する。（附則第1項関係）
- (2) 令和元年9月30日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。（附則第2項関係）

現行

改正後

【葬祭料】

206,000 円 → 209,000 円

※令和元年9月30日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。